

## 契 約 書 （案）

2018年9月4日付の委任状に基づいて活動する契約担当官石瀬素行参事官を代表とする在ロシア日本国大使館を「甲」とし、〇〇を代表とする〇〇〇〇を「乙」として、甲乙両当事者は、次のとおり事業委託契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し別紙仕様書により、「雅楽公演及びワークショップ並びに文楽公演及びワークショップの実施」事業を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 本契約期間は、平成30年●月●日から平成31年3月29日までとする。

第3条 本事業に要する経費（以下「契約金額」という。）は、金                   ドルを上限とする。

第4条 乙は、甲により本契約書に定める業務内容及び本件業務の遂行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

第5条 乙は、本事業を完了したときは、事業に関する報告書を甲に提出し、甲または甲の指定する職員の検査確認を得るものとする。乙の業務が本条の検査に合格しない場合、乙は、甲の指示に従い、速やかに乙の負担にて再度必要な措置を講じ、事業を完了しなければならない。

第6条 乙は、事業に関する報告書及び支出項目の詳細を明記した決算書を提出し、甲又は甲の指定する職員の検査確認を得た後、すみやかに実費請求（契約金額を上限とする）により甲に請求するものとし、甲は請求書を受理した日より30日以内に請求金額を支払わなければならない。

第7条 甲は乙の責に帰すべき事由により別記仕様書等に定める期間内に事業に関する報告書の提出を受けなかった時は、この期間を経過した日から提出をする日迄の日数に応じ契約金額に対し年2.7％の割合で計算した額を違約金として乙に請求することができる。

第8条 甲が第6条の支払時期に天災地変等やむを得ない場合の外、支払いを怠った時は、支払時期到来の日より支払いをする日までの日数に応じ、請求金額に対し年2.7％の率をもって計算した支払遅延利息を乙に支払うものとする。

第9条 甲は乙がこの契約に違反したと認める時は、契約金額の全部若しくは一部を支払わず、又はその返納を求めることがある。

第10条 契約保証金は免除する。

第11条 甲及び乙は、この契約から又はそれに関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年〇月〇日

甲

乙

在ロシア日本国大使館  
グロホリスキー通り27番地  
モスクワ市

会社名  
住所

契約担当官 参事官 石瀬 素行  
(署 名)

契約者氏名  
(署 名)